

高等学校等に係る教育無償化等の推進に関する法律案 概要

1 趣旨

教育を取り巻く環境の変化

高等学校等に係る教育について、

- ・家庭の経済的な状況による格差が拡大
- ・生徒等の負担が地域間において不均衡
- ・生徒等の需要が多様

高等学校等^(※)に係る教育無償化等
(教育の無償化並びに多様化及び質の向上)
に関する施策の推進

(※) 高等学校等の範囲は、高等学校等就学支援金制度と同じ。

2 基本理念

生徒等が受ける教育の内容を自ら選択する経験を通じて、成年に達した高等学校等の修了の時までにその選択に従って進路に係る決定をすることができるようにするため、次の事項を基本として行わなければならない。

① 教育の機会均等

- ・経済的な状況にかかわらず進学する高等学校等を選択
- ・在学する高等学校等の内外を問わず生徒等が教育を受けることに対する支援

② 教育の多様化及び質の向上

- ・多様な教育の機会の提供、教育の内容を自ら選択する機会の充実
- ・教育を行う者間の適正な競争関係を確保

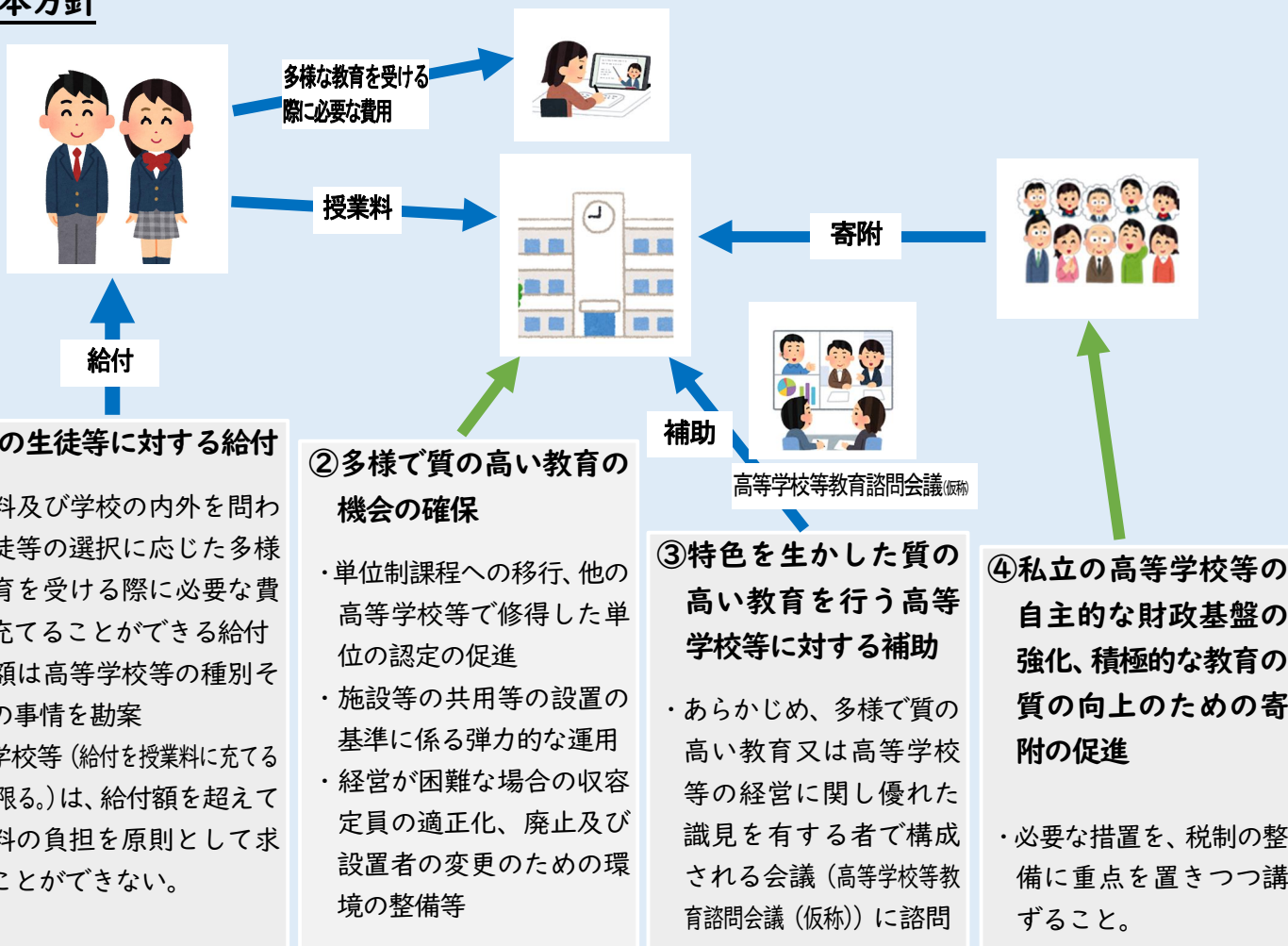
3 国の責務

基本理念にのっとり、都道府県と協しつ、高等学校等に
係る教育無償化等に関する施策を総合的に策定・実施

4 法制上の措置等

必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる（法制上の措置は施行後2年以内を目途）。

5 基本方針



※公布の日から施行